

## ○町田市後援事務取扱要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、町田市（以下「市」という。）以外の団体が主催する事業について、市が後援（市の名称をもって、当該事業に賛同することをいう。以下同じ。）をする場合の基準及び手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 後援の基準

1 市が後援をすることができる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業を行う団体は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 官公庁

イ 一般社団法人、一般財団法人その他の公共的団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める団体

(2) 事業は、次のいずれにも該当すること。

ア 市の施策の推進に寄与すると認められるものであること。

イ 公序良俗に反するものでなく、その他社会的非難を受けるおそれがないこと。

ウ 宗教的又は政治的色彩を有していないこと。

エ 私的な利益を目的とせず、無料で実施されるものであること。（公共団体等公共の福祉の増進を目的とする団体に対して、その事業の収益の全額を寄附するために有料で行われるチャリティーショー等の事業及び実費相当額を入場者又は参加者から徴収する事業は除く。）

オ 事業が広く一般に開放されること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体には、後援をしないものとする。

(1) 第7第1項第1号の規定により取消しを受けたことのある団体

(2) 第7第3項の規定に違反したことのある団体

(3) 第8に規定する実施報告を行わなかったことのある団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、後援を行うことが適当でないと市長が認め  
る団体

### 第3 後援の申請

市の後援を受けようとする団体は、原則として当該事業の開始の日の1年前から  
30日前までの間に後援申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければなら  
ない。

### 第4 後援の決定等

- 1 第3の申請があったときは、市長は速やかに後援の可否を決定し、後援決定通  
知書又は後援申請の結果についての通知書により、当該申請者に通知する。
- 2 市は、補助金等の交付に関する要綱その他別に経費の負担に関する定めがある  
ものを除くほか、後援を決定した事業（以下「後援事業」という。）に要する經  
費を負担しないものとする。
- 3 後援事業において生じた損害については、市は、その責めを負わないものとす  
る。

### 第5 後援期間

後援の期間は、第4第1項の規定により決定を受けた日から当該決定を受けた後  
援事業終了の日までとする。

### 第6 変更の承認

第4第1項の規定により後援の決定を受けた団体（以下「後援団体」という。）  
は、後援事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、後援申請事項変更申  
請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければな  
らない。

### 第7 後援の取消し

- 1 市長は、後援団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、後援を取り消す  
ことができる。
  - (1) 虚偽の申請により後援の決定を受けたとき。

(2) 後援事業の計画変更等により、第2第1項の基準に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により後援を取り消したときは、後援決定の取消しについての通知書により、当該後援団体に通知する。

3 後援の取消しによって生じた損害については、市はその責めを負わない。

4 後援の取消しを受けた団体は、事業の実施に当たり、後援事業でないことを明らかにしなければならない。

## 第8 実施報告

後援団体は、後援事業を終了したときは、当該後援事業が終了した日から90日以内に、後援事業実施報告書に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

## 第9 様式

後援事務の取扱いに関し必要な様式は、市長が別に定める。

## 第10 補則

この要綱に定めるもののほか、後援事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、1991年9月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、1997年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2008年12月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2008年12月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、2016年8月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、2022年3月1日から施行する。